

3 事例報告-(2)

川崎市公文書館

川崎市公文書館



川崎市公文書館の設置契機

情報公開制度の検討

文書管理の徹底の必要性指摘

公文書館建設構想浮上

川崎市公文書館の設置経緯

昭和55年(1980)6月

情報公開準備委員会設置

昭和56年(1981)3月

公文書館構想委員会設置

昭和59年(1984)3月

川崎市情報公開条例、川崎市公文書館条例

昭和59年(1984)10月

川崎市公文書館開館

川崎市公文書館の機能

現用/半現用文書管理

情報公開対応窓口

行政利用対応

非現用文書への対応

評価・選別・整理

歴史的公文書の市民への提供

川崎市公文書館の書庫

3階書庫 311.4m²

第2種文書(10年)・歴史的公文書

2階書庫 311.4m²

第3種文書(5年)・歴史的公文書

中2階書庫 311.4m²

第2種文書(10年)

1階書庫 311.4m²

第1種文書(30年)

総面積:1,245.6 m²

すべての書庫が中間庫的機能を持つ。歴史的公文書は現用文書と共用で2、3階に保存。

川崎市公文書館 書庫内



川崎市公文書館 書庫内



川崎市公文書館

第一次評価選別



Records Center から Archivesへ

川崎市公文書館の事例が示唆するもの

- 文書管理の徹底のため、records centerを設置した事例とみなすことができる
 - 公文書館法以前の設置であったが、文書が散逸しなかったため、今後のarchives的機能の強化という課題のさまたげにはならない

記録管理の強化 records centerの建設 archives設置というパターンも有効ではないか

久喜市公文書館と川崎市 公文書館の事例が示唆するもの

それぞれの設置時期が、公文書館法(昭和63年6月施行)以前と以後という違いはあるが…

公文書館法以前	川崎市公文書館(昭和59年)
公文書館法以後	久喜市公文書館(平成5年)

どちらも**現用文書を公文書館で管理することのメリット**を享受している、と認識している(=**中間庫のメリット**)

久喜市公文書館

- 要保存公文書の選別、行政資料の収集が時間の制約なしに行える
- 廃棄が一括して間違いなく行える

川崎市公文書館

- 文書の検索機能や所在管理を強化し、情報公開や行政利用に即応
- 保存期間経過前の散逸を防ぎ、歴史的公文書への移行をスムーズに

デメリット

- 出先機関の職員の利用について往復の時間がかかる(久喜)
- 本庁からやや遠いため、市職員や市民が不便を感じることもある(川崎)

久喜市公文書館と川崎市公文書館の 共通する特徴(まとめ)

- (1)現用文書を管理することにより、本庁の文書
主管課の業務を公文書館に取り込んでいる
- (2)情報公開に対応している
- (3)首長部局ばかりでなく、各種委員会の文書
を横断的に管理している

中間庫は、以上の機能を果たすうえでのハードウェア的要件と見なすことも可能